

## 箱根スカイライン

当公社一般自動車道(箱根スカイライン)を通行する自動車についての保安上の供用制限はつぎによる。

(1) 自動車(人が乗車し、又は貨物が積載される場合にあつては、その状態)の長さ、幅、高さ及び重量等

長 さ	12メートル以下
幅	2.5メートル以下
高 さ	3.8メートル以下
総重量	20トン以下

(2) 速 度

(イ) 自. 静岡県御殿場市大字神山(丸嶽落合)1918番地の3地先から  
至. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合)1921番地の1地先までの間

延 長	0.91キロメートル
乗用自動車	60キロメートル/毎時
乗合自動車	50キロメートル/毎時
貨物自動車	50キロメートル/毎時

(ロ) 自. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合)1921番地の1地先から  
至. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合)1921番地の1地先までの間

延 長	0.78キロメートル
乗用自動車	40キロメートル/毎時
乗合自動車	25キロメートル/毎時
貨物自動車	25キロメートル/毎時

(ハ) 自. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合)1921番地の1地先から  
至. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合)1921番地の1地先までの間

延 長	0.67キロメートル
乗用自動車	60キロメートル/毎時
乗合自動車	50キロメートル/毎時
貨物自動車	50キロメートル/毎時

(二) 自. 静岡県御殿場市大字神山(字丸嶽落合) 1921番地の1地先から

至. 静岡県裾野市大字深良(字明神ヶ嶽) 4229番地地先までの間

延 長 1.96キロメートル

乗用自動車 40キロメートル/毎時

乗合自動車 25キロメートル/毎時

貨物自動車 25キロメートル/毎時

(ホ) 自. 静岡県裾野市大字深良(字明神ヶ嶽) 4229番地地先から

至. 静岡県裾野市大字深良(字明神ヶ嶽) 4229番地地先までの間

延 長 0.68キロメートル

乗用自動車 60キロメートル/毎時

乗合自動車 50キロメートル/毎時

貨物自動車 50キロメートル/毎時

(3) キャタピラーを有する自動車等の通行禁止

キャタピラーを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は、通行を禁止する。